

RMKの電子申請サポートサービス  
デジタル簡易無線局の記載要領 (dig2009a.dot)  
(免許・変更)

平成 22 年 8 月 17 日 (修正版)  
(バージョン 7.00 2010/06/29)

1. H22年7月1日からdig2009a. dotテンプレートファイルをバージョンアップしました。

新バージョン版は、メニュー画面下部に（バージョン7.00 2010/06/29）と記載されています。

旧バージョンは、（バージョン6.00 2009/01/10）となっています。アナログ／デジタルDW機の場合は、旧バージョン（バージョン6.00 2009/01/10）も使用可能です。

2. デジタルCR の電子申請用 Word (dig2009a. dot) の記載要領は、基本的にはアナログ用 (cr2009a. dot) と同じですが異なる点は、以下のとおりです。

(1) デュアルモード機は「識別信号と技適番号」がアナログとデジタルの2種類となります。

(2) 上段 (A) はアナログ、下段 (D) はデジタルに区別して記載します。

(3) 電波の型式希望する周波数 (21 欄) のプルダウンがアナログ (400MHz ± 10波・25波) / デジタル (65波) になっています。

3. 変更申請 (届出) の場合の注意事項

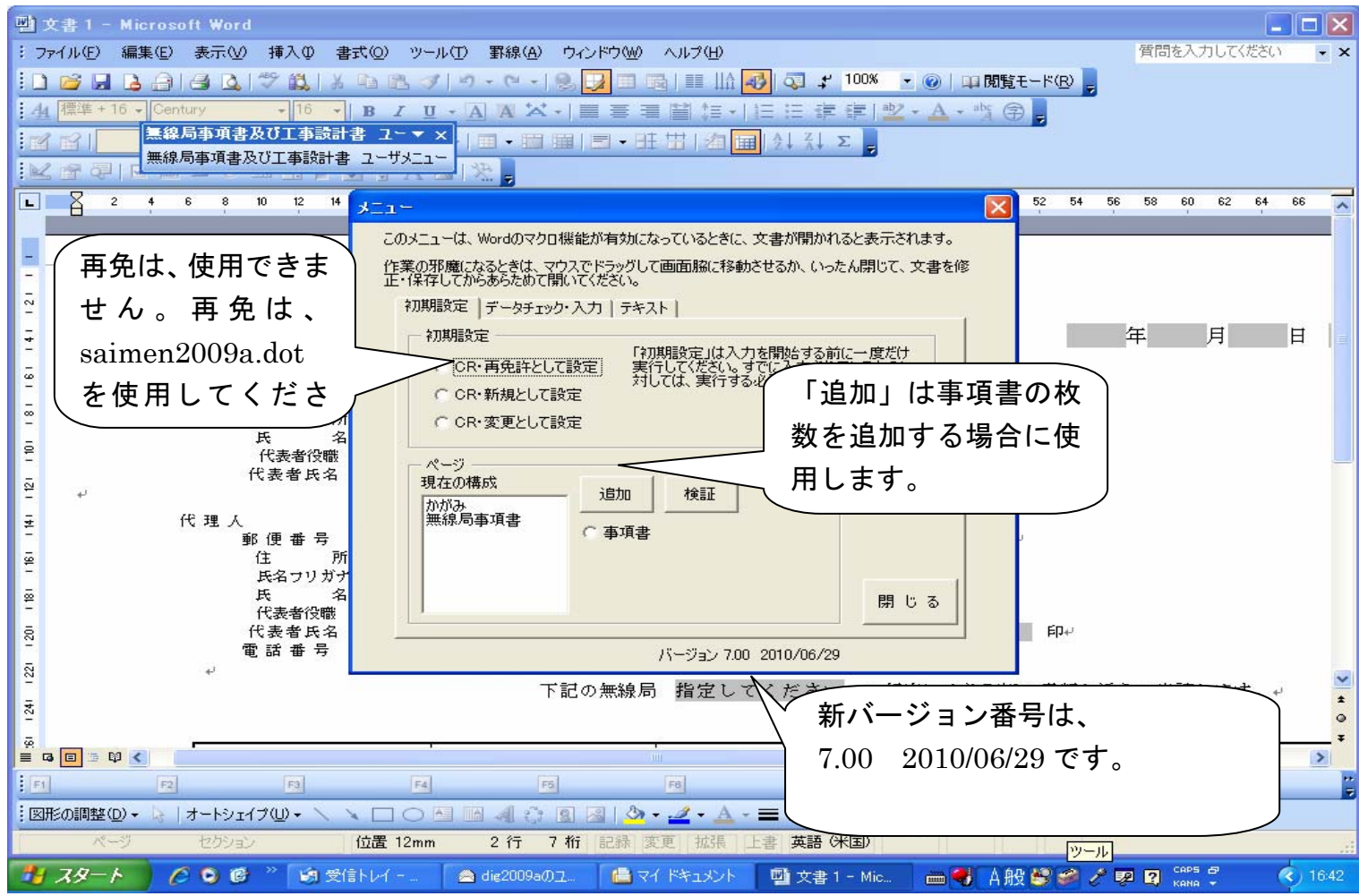
(1) アナログからデジタル/アナログデュアルモード機へのセット交換は、周波数、識別信号の変更 (指定事項の法19条変更) 及び無線設備の変更 (法第17条) の変更申請になります。

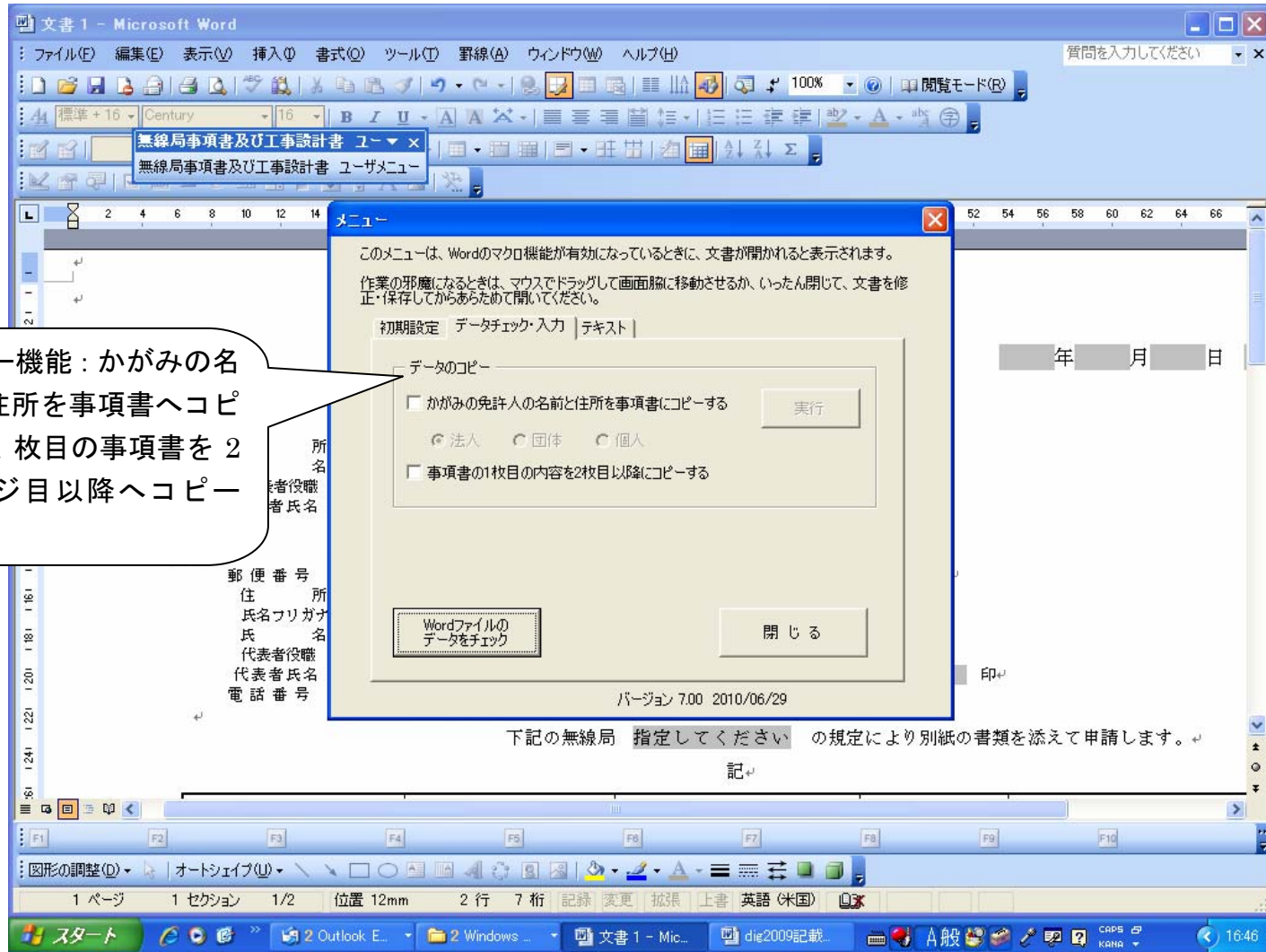
(2) 「かがみ」の識別信号は、事項書に準拠してデュアルモード機は、デジタル/アナログの両方を記載してください。cr2009a. dotな場合は、旧の現に指定されているものを記載することになっているので、この点は異なります。

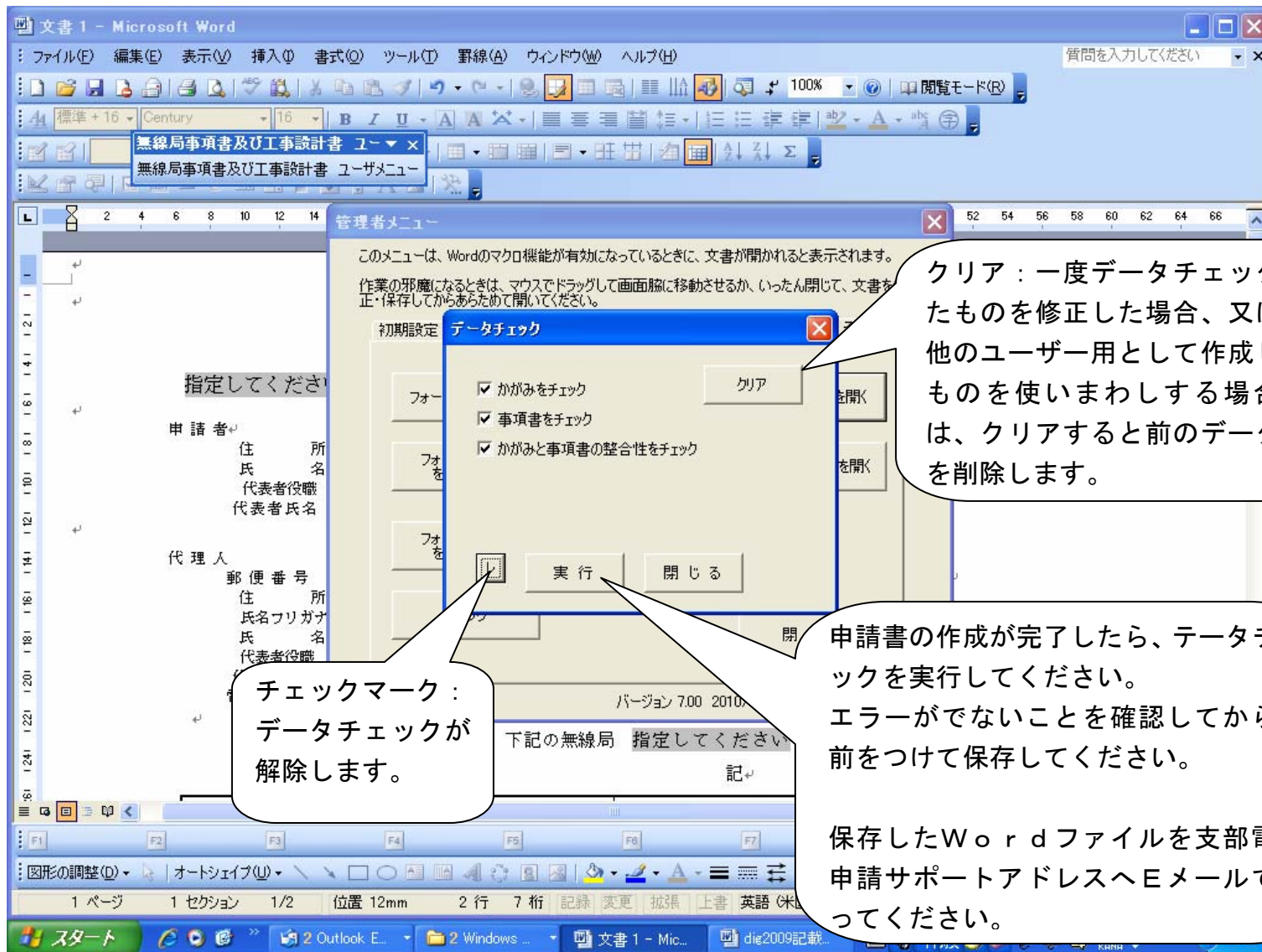
(3) 事項書工事設計書の識別信号は、新の識別信号 (デジタルとアナログの2つ) を記載してください。

・アナログ周波数 (プルダウンは、400MHz ± 35波のみに対応しています。プルダウン以外の周波数はフリー欄に記載)

・デジタル専用 (デジタル免許65波)、アナログ (400MHz ± 35波) / デジタル (免許65波) のデュアルモード機、これらの混合で申請する場合は、事項書を別々にしてください。







クリア：一度データチェックしたものを修正した場合、又は、他のユーザー用として作成したものを使いまわしする場合には、クリアすると前のデータを削除します。

チェックマーク：データチェックが解除します。

申請書の作成が完了したら、データチェックを実行してください。エラーがないことを確認してから名前をつけて保存してください。

保存したWordファイルを支部電子申請サポートアドレスへEメールで送ってください。

